

「巨大地震対策シンポジウム」 事例報告2 東京都の事前復興対策

東京都総務局 総合防災部 情報統括担当課 **小林 千佳子 課長**

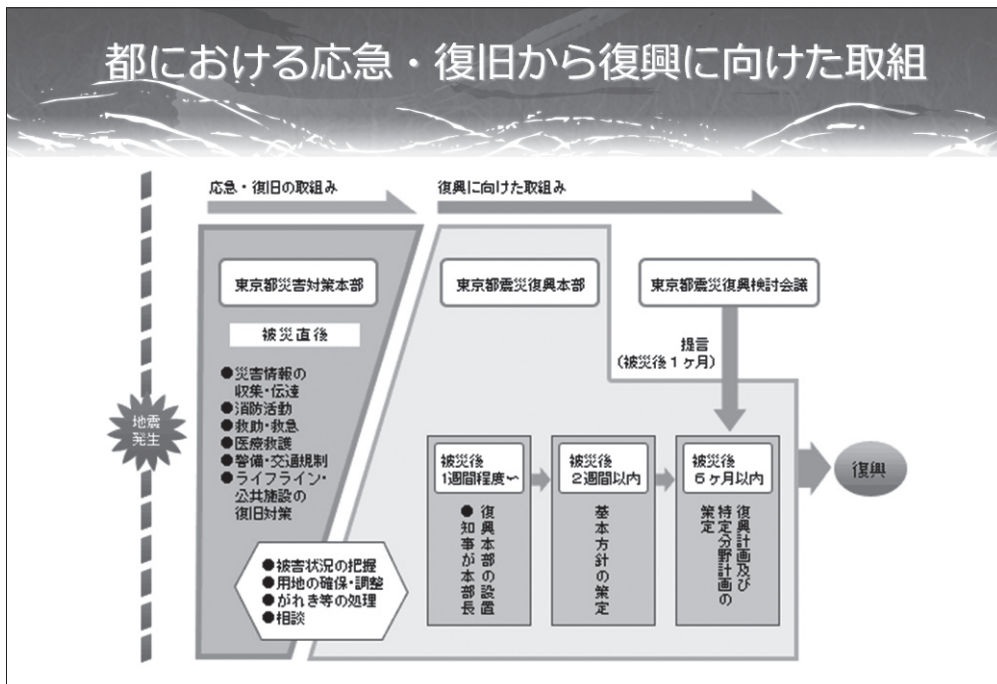
(1) 東京都の災害復興の主な体制・目標・範囲

東京都でも防災対策を非常に大きい課題ととらえています。本日は、総合防災部で担当している業務内容を中心にご紹介しますが、まちづくりの部門も災害後の復興対策を検討しており、被災した都民の方の生活を再建として、産業分野、雇用分野、福祉分野等、全都庁挙げての災害対策の取り組みを進めているところです。

都が作成した首都直下地震での被害想定では、冬の夕方、風も一定程度吹いている場合、亡くなる方が9,700人、全壊・半壊もしくは全焼の家屋が64万7,000棟に上ると想定しています。東京都としては、発災直後から復旧期にかけて、都民の生命・財産を保護して首都東京の機能を維持するための対策を全力を挙げて講じていきます。

都における復興体制としては、地震発生直後は知事をトップとする東京都災害対策本部を立ち上げ、自衛隊や他県からの応援を受け、災害直後の応急・復旧の取り組みをしていきます。その後、1週間後ぐらいをめどに、震災復興本部を立ち上げ、数年間にわたる復興の取り組みをしていきます。復興本部では、都庁のほとんどすべての組織が参画して、全庁挙げて復興に向けて取り組みを進める組織を立ち上げる予定です。

震災復興の守備範囲について、災害対策基本法に基づいて県庁や市役所が策定しなければならない地域防災計画では、応急・復旧の業務や、防災対策に関わる業務内容の体制を明示しています。そのほか、BCP（業務継続計画）も定めており、優先業務の特定等、役所の中での資源配分の最適化を明示しています。加えて、震災復興マニュアルという計画を都庁では独



出所：小林千佳子氏講演資料

自に定めています。

地域防災計画の中では、東京の震災復興の目標を、協働と連帯による「安全・安心なまち」「にぎわいのある首都東京」の再建としています。協働と連帯というのは、行政だけでは復興は成し得ないと考え、都民や、各機関、民間企業、ボランティア、NPO等、いろいろな方々との連携のもと、再建を目指していきたいと考えています。

以降では東京都総合防災部が関与している施策・事業として3点ほどご紹介します。

(2) 震災復興マニュアルの策定



1点目は、「震災復興マニュアル」の策定です。平成7年の阪神・淡路大震災の直後に、復興について定めている計画が何もない状態であったため、平成9年に都市復興マニュアルを、平成10年には生活復興マニュアルを策定しました。都市復興マニュアルは、まちづくりの手順を定めたもので、合意形成のあり方等、都としての考え方をまとめたものです。生活復興マニュアルは、住宅、産業、福祉等、さまざまな部門の生活再建に直結した内容について定めたものです。

平成15年にスライドにありますような現行のマニュアルを定めており、行政担当者向けのマニュアルと、都民向けに知っていただきたいことをまとめた復興プロセス編に再編しております。このほかに、都下区市町村にも震災復興マニュアルを定めていただきたいので、標準マニュアルというひな形も都庁で作成しています。

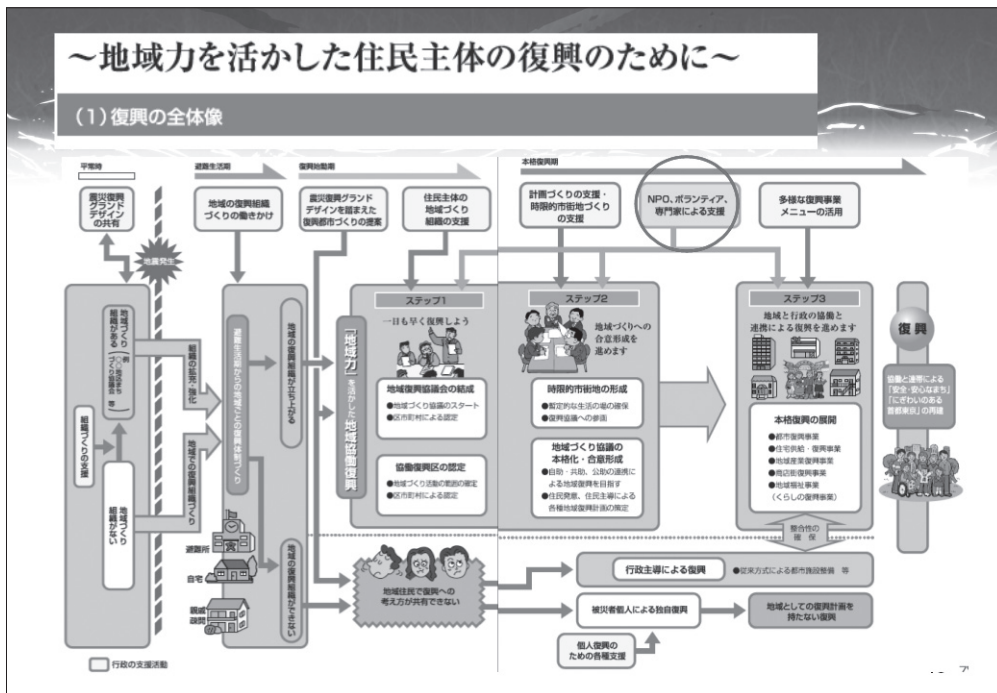
復興プロセス編では、復興の全体像、フェーズを経て復興が成し得るということ、また、独自復興、行政主導の復興、地域協働復興等、地域の住民が主体になって進めていただきたい復興のあり方等、都民の皆様方に知っていただきたい内容を紹介しています。

「時限的市街地」ですが、本格的な区画整理事業やまちづくりは2年～数年の期間を要し、その間も住民の方々の意見を得ながら施策を進めていきたいので、住民の方々には可能な限り発災後現地にとどまっていただきたいと考えており、そのために暫定的な土地利用を行った状態のことを「時限的市街地」と呼んでいます。暫定的な土地利用を行いながら、同時並行で本格的な復興事業を実施していくことを考えています。

東京都震災復興マニュアルの見直し

<p>復興施策編</p>  <p>●復興施策編● <行政担当者向けの復興実務の手引書></p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興体制の構築 ○都市の復興 ○住宅の復興 ○暮らしの復興 ○産業の復興 	<p>復興プロセス編</p>  <p>●復興プロセス編● <被災者の行動指針></p> <ul style="list-style-type: none"> ○都民向けに復興の全体像を提示 ○復興の選択肢・判断基準 ○独自復興、行政主導の復興、地域協働復興 ○時限的市街地づくりのプロセス
---	---

出所：小林千佳子氏講演資料



出所：小林千佳子氏講演資料

復興プロセス編の普及版のパンフレットの抜粋としてフロー図を掲載しており、地域力を生かした地域協働復興、地域復興協議会の結成、地域復興協議会を主体とした時限的市街地の形成を紹介しています。地域復興協議会は、町内会、自治会、場合によってはPTA等、地域でもともと核になる組織等を母体として、復興に向けた合意形成や、議論をしていく組織を指しています。東京都震災対策条例には、地域復興協議会への支援をしていかなければならないという行政の責務を明記し、区市町村にも地域復興協働モデル条例の策定をお願いしています。法定の組織ではないのですが、区市町村の認証等を受けていただいたうえで具体的な活動に入っていただくという位置づけ等は決めています。

(3) 罹災証明書発行システムの導入促進

次に2点目ですが、区市町村における罹災証明書発行システム導入促進として、都独自のソフト面の取り組みとしてご紹介します。個人にとっては、生活の再建が非常に大きな課題になり、いろいろな支援を受ける中でパスポートの役割となるのが罹災証明書です。罹災証明書は、家屋の経済的な損失や被害を役所、区市町村長が証明するもので、証明に先立って建物被害調査を、精緻な基準に基づいて実施しなければなりません。

罹災証明書は、おおむね発災後1ヵ月ぐらいのうちに発行しなければ、迅速な生活再建に至らないとされています。しかし、3人ぐらいのチームで1棟の調査に30～40分かかり、60万棟と想定されている被害建物の調査には膨大なマンパワーが必要となります。この問題の解決に向けた都の取り組みとして、罹災証明書を簡易に発行できるシステムを開発して、区市町村へシステムの導入を働きかけています。システムの導入により、生活再建支援金、税減免等の手続きの漏れの防止にもつながりますし、建物被害状況は、まちづくりを検討するうえで基礎資料となりますので、その後の復興事業の着手が迅速化されます。



出所：小林千佳子氏講演資料

(4) 都市復興模擬訓練

3点目として、都市復興模擬訓練を紹介します。都庁が区市町村の職員向けに半年程度かけて訓練を行っています。震災復興マニュアルに基づいて、実際にどういう段階でまちがどういう状況になっていて、役所の人間はどういうことをしていかなければならないかについて、図上および実地のワーキングを実施します。

加えて、区市町村では、住民向けの復興模擬訓練も行っておりますので、機会がありましたら参加していただくとありがたく存じます。



出所：小林千佳子氏講演資料